



福島医発第47号(地)
平成21年 4月 3日

各医師会長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 横 倉 義 武
(公印省略)

石綿による疾病の認定基準等について

石綿による健康被害につきましては、大きな社会問題となり、各省庁において様々な取組みが行われてきているところであります。

厚生労働省においては、被害の拡大防止や労災補償等に取り組み、特に石綿による疾病に係る労災補償につきましては、平成18年2月に認定基準が改正され、迅速・適正な処理に努めているところであります。

一方、石綿による疾病につきましては、発症までの期間が長いことから、労働者、医師双方において、石綿ばく露と発症した疾病との関連に意識がないまま、労災保険の請求がなされていない事例があるといわれております。

このような状況から、今般、厚生労働省において、医師、医療機関および労働者向けの石綿による疾病の認定基準の内容および認定事例を示したリーフレット並びに石綿ばく露作業による「労災認定等事業場一覧表」等を記録したCD-ROMを作成し、直接労災指定医療機関に配布される旨、日本医師会より別紙のとおり通知がありましたので、ご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても、ご了解いただきますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

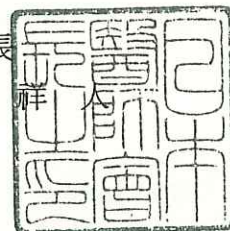
労災担当理事 島田昇二郎
産業保健担当理事 毛利康茂
会長 丸山 泉

日医発第1168号(保259)

平成21年3月19日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
唐 澤



石綿による疾病の認定基準等について

石綿による健康被害につきましては、大きな社会問題となり、各省庁において様々な取り組みが行われてきているところであります。

厚生労働省においては、被害の拡大防止や労災補償等に取り組み、特に石綿による疾病に係る労災補償につきましては、平成18年2月に認定基準が改正され、迅速・適正な処理に努めているところであります。

一方、石綿による疾病につきましては、発症までの期間が長いことから、労働者、医師双方において、石綿ばく露と発症した疾病との関連に意識がないまま、労災保険の請求がなされていない事例があるといわれております。

このような状況から、今般、厚生労働省において、医師、医療機関および労働者向けの石綿による疾病の認定基準の内容および認定事例を示したリーフレット並びに石綿ばく露作業による「労災認定等事業場一覧表」等を記録したCD-ROMを作成し、直接労災指定医療機関に配布することとなりましたのでご連絡申し上げます。(各労災指定医療機関には3月23日頃届く予定となっております。)

また、各都道府県医師会における様々な会合等において、当該リーフレット等を活用していただけるよう、都道府県労働局より直接都道府県医師会にご協力依頼申し上げる予定と聞いておりますので、その際にはよろしくご対応のほどお願い申し上げます。

[添付資料]

1. 石綿による疾病の認定基準等の周知について(依頼)
(平21.3.12 基発第0312006号 厚生労働省労働基準局労災補償部長)
2. 労災指定医療機関あて送付状(厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署)
3. 石綿による疾病の認定基準【リーフレット】
(厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署)
4. 石綿ばく露作業による労災認定等事業場一覧CD-ROM
(厚生労働省労働基準局労災補償部)





基発第0312006号
平成21年3月12日

社団法人日本医師会会長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部長

石綿による疾病の認定基準等の周知について（依頼）

日ごろから、労働基準行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、石綿による疾病に係る労災補償制度の周知等については、特段の御配慮を賜り、重ねて御礼申し上げます。

さて、石綿による健康被害については、大きな社会問題となっており、厚生労働省では、被害の拡大防止や労災補償等に取り組んでいるところです。

特に石綿による疾病に係る労災補償については、平成18年2月に認定基準を改正し、迅速・適正な処理に努めているところですが、一方で、石綿による疾病については、発症までの期間が長いことから、労働者、医師双方において、石綿ばく露と発症した疾病との関連に意識がないまま、労災請求に及んでいない場合もあると考えています。

このような状況にかんがみ、今般、医師、医療機関及び労働者向けの石綿による疾病の認定基準の内容及び認定事例を示したリーフレット並びに石綿ばく露作業による「労災認定等事業場一覧表」等を記録したCD-ROMを医療機関等において石綿関連疾患の診断に役立てていただくために作成したところです。

つきましては、当該リーフレット及びCD-ROMを、厚生労働省から労災指定医療機関に配布することとしておりますので、御承知おきください。

また、貴会をはじめ、都道府県の医師会等における様々な会合等において、本リーフレット等が活用され、本制度の周知が図られますよう特段の御配慮を賜りたくお願い申し上げます。

(参考)

CD-ROM に登載されている内容

➤ 石綿ばく露作業による労災認定等事業場一覧(検索機能付き)

平成 19 年度までの間に、全国の労働基準監督署において石綿による肺がん又は中皮腫の労災認定を受けた労働者が所属していた事業場に関する一覧表で、約 3, 300 事業場の名称や所在地等を簡易に検索することができます(※1)。

これらの情報は、患者さんが業務により石綿にさらされた可能性があるかどうかの手がかりとなり、問診等の際に有用です。

(※1) 検索方法等については、CD-ROMのトップページをご覧ください。

➤ 石綿ばく露歴等チェック表

石綿による肺がん又は中皮腫の疑いのある患者さんを担当される医師の方が、当該患者さんの職業歴や石綿ばく露作業に従事していた可能性の有無を確認する際に、本チェック表を活用することができます。

➤ 石綿による疾病の認定基準

石綿関連疾患に係る労災認定基準や労災認定事例等を示したリーフレットです。

➤ 「『特別遺族給付金』に関する、大切なお知らせです。」

石綿による健康被害の救済に関する法律が改正され(平成 20 年 12 月 1 日より施行)、当該改正による変更点を示したリーフレットです。

➤ 石綿健康管理手帳の交付対象業務の拡大について

石綿健康管理手帳制度(※2)の内容を示したリーフレットです。

(※2) 石綿業務に従事していた方については、将来、肺がんや中皮腫などの健康被害が生じるおそれがあります。これらの疾病については、石綿にさらされてから発症までの期間が長く、離職後に発症することが多いため、健康管理手帳制度を設けて、離職後の健康管理を行ってまいります。

➤ 石綿ばく露歴把握のための手引

石綿ばく露作業の具体的内容が、写真入りで解説されており、労働者の方が従事したとされる作業が、石綿ばく露作業かどうかを確認するために有用です。

➤ 労災保険給付の概要

労災保険給付の種類、内容、請求手続等を示したリーフレットです。

拝啓

労働基準行政の推進につきまして、平素から御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、御承知のとおり、石綿による健康被害が大きな社会問題となってから、厚生労働省では、労災補償及び石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく特別遺族給付金について、あらゆる機会を捉えて周知・広報に取り組んでおります。

とりわけ、石綿による疾病については、発症までの期間が長く、石綿ばく露と発症した疾病との関連が意識されないことにより、労災請求に及んでいない場合があると言われておりますが、石綿関連疾患（中皮腫、肺がん等）に係る労災請求については、医師等の助言によりなされることも多く見受けられ、労災保険制度の周知及び労災請求の促進に当たっては、医療機関の皆様のご理解とご協力が必要不可欠となっております。

このような状況に鑑み、今般、石綿による認定基準の内容等を示したリーフレット及び石綿ばく露作業により労災認定した事業場一覧表（検索機能付き）等の情報を登載したCD-ROMを作成し、送付することとしましたので、貴院におかれては、これら労災補償等における石綿関連疾患の情報を活用していただくとともに（CD-ROMに登載されている内容や活用方法については、裏面をご覧ください。）、当該疾患を発症し、それが石綿ばく露作業に従事していたことが原因と疑われる場合には、受診される患者やその遺族の方々に対して、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署への相談を勧めていただきますようお願いいたします。

敬具

平成21年3月

労災病院

労災指定医療機関

各位

厚生労働省
都道府県労働局
労働基準監督署

CD-ROM に搭載されている内容

➤ 石綿ばく露作業による労災認定等事業場一覧(検索機能付き)

平成 19 年度までの間に、全国の労働基準監督署において石綿による肺がん又は中皮腫の労災認定を受けた労働者が所属していた事業場に関する一覧表で、約 3, 300 事業場の名称や所在地等を簡易に検索することができます(※1)。

これらの情報は、患者さんが業務により石綿にさらされた可能性があるかどうかの手がかりとなり、問診等の際に有用です。

(※1) 検索方法等については、CD-ROMのトップページをご覧ください。

➤ 石綿ばく露歴等チェック表

石綿による肺がん又は中皮腫の疑いのある患者さんを担当される医師の方が、当該患者さんの職業歴や石綿ばく露作業に従事していた可能性の有無を確認する際に、本チェック表を活用することができます。

➤ 石綿による疾病の認定基準

石綿関連疾患に係る労災認定基準や労災認定事例等を示したリーフレットです。

➤ 「『特別遺族給付金』に関する、大切なお知らせです。」

石綿による健康被害の救済に関する法律が改正され(平成20年12月1日より施行)、当該改正による変更点を示したリーフレットです。

➤ 石綿健康管理手帳の交付対象業務の拡大について

石綿健康管理手帳制度(※2)の内容を示したリーフレットです。

(※2) 石綿業務に従事していた方については、将来、肺がんや中皮腫などの健康被害が生じるおそれがあります。これらの疾病については、石綿にさらされてから発症までの期間が長く、離職後に発症することが多いため、健康管理手帳制度を設けて、離職後の健康管理を行ってまいります。

➤ 石綿ばく露歴把握のための手引

石綿ばく露作業の具体的内容が、写真入りで解説されており、労働者の方が従事したとされる作業が、石綿ばく露作業かどうかを確認するために有用です。

➤ 労災保険給付の概要

労災保険給付の種類、内容、請求手続等を示したリーフレットです。

石綿による疾病の認定基準

中皮腫、肺がん等を発症し、それが石綿にばく露する作業に従事していたことが原因であると認められた場合には、労災保険給付又は特別遺族給付金が支給されます。

請求期限がありますので、お心当たりのある方は、早急に、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署までご相談ください。

また、ご担当の医師は、患者さんに対して最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署にご相談を勧めて下さいますようお願いいたします。

石綿による疾病の認定基準

1 石綿による疾病

石綿との関連が明らかな疾病として、次の5つがあります。

石綿肺

肺がん

中皮腫

良性石綿胸水

びまん性胸膜肥厚

2 石綿ばく露作業

※ここでは石綿ばく露作業の一例を掲げています。詳細は、厚生労働省ホームページをご覧ください。

- ①石綿製品の製造工程における作業
- ②耐火建築物に係る鉄骨等への石綿や石綿含有岩綿等の吹付け作業
- ③断熱若しくは保温のための被覆又はその補修作業
- ④スレート板等難燃性の建築材料の切断等の加工作業
(耐火建築物内の電気配線工事、配管工事を含む。)
- ⑤建築物の補修又は解体作業
- ⑥石綿又は石綿製品を直接取扱う作業の周辺において、間接的なばく露を受ける可能性のある作業

3 石綿による疾病の取扱い

(1) 石綿肺

石綿肺は、原則として都道府県労働局長によるじん肺管理区分(管理1~4)の決定がなされた後に、業務上の疾病か否かが判断されます。

① 石綿肺^(注)

(注) 石綿によるじん肺症。

(注) 「じん肺管理区分が管理4」の場合に業務上の疾病として取り扱われます。

② 管理2、管理3又は管理4の石綿肺に合併した合併症^(注)

(注) 「ア. 肺結核、イ. 結核性胸膜炎、ウ. 続発性気管支炎、エ. 続発性気管支拡張症、オ. 続発性気胸」をいいます。

業務上の疾病

(2) 肺がん

肺がんについては「原発性肺がん」(転移性のがんではないという意味です。)であって、じん肺法に定める胸部エックス線写真の像が第1型以上である石綿肺所見が得られている場合や胸膜プラーク等の石綿にばく露したことを示す医学的所見が認められ、かつ、石綿ばく露作業への従事期間が10年以上ある場合に、業務上の疾病として取り扱われます。

① 第1型以上の石綿肺

② 胸膜プラーク(胸膜肥厚斑)

+

石綿ばく露作業
10年以上

③ 石綿小体又は石綿繊維^(注)

+

石綿ばく露作業
10年以上

(注) ただし、③については、乾燥肺重量1g当たり5000本の石綿小体若しくは200万本以上(5 μ m超。2 μ m超の場合は500万本以上)の石綿繊維又は気管支肺胞洗浄液1ml中5本以上の石綿小体が認められた場合は、石綿ばく露作業の従事期間が10年未満であっても、業務上の疾病として取り扱われます。

業務上の疾病

(3) 中皮腫

中皮腫については「中皮腫(胸膜、腹膜、心膜又は精巣鞘膜)」であって、じん肺法に定める胸部エックス線写真の像が第1型以上である石綿肺所見が得られている場合や、石綿ばく露作業従事期間が1年以上ある場合に、業務上の疾病として取り扱われます。

① 第1型以上の石綿肺

② 石綿ばく露作業1年以上

業務上の疾病

※中皮腫の認定に当たっては、病理組織検査記録等から中皮腫であるとの確定診断がなされていることが重要ですが、病理組織検査が行われていない場合には、臨床所見、臨床経過、臨床検査結果等から総合して判断されます。

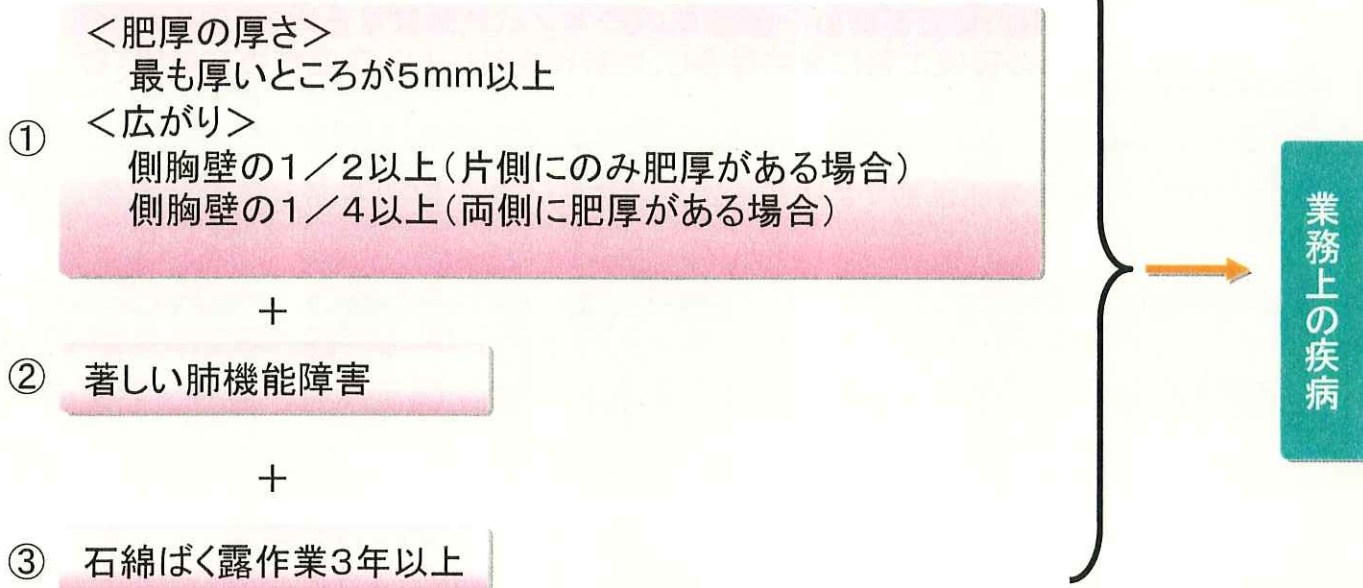
(4) 良性石綿胸水

胸水は、石綿以外にもさまざまな原因(結核性胸膜炎、リウマチ性胸膜炎等)で発症するため、良性石綿胸水であるとの診断は、石綿以外の胸水の原因を全て除外することにより行われます。

そのため、診断が非常に困難であり、また、個々の患者の障害の程度(必要な療養の範囲)もさまざまであることから、厚生労働本省に協議した上で、業務上外の判断をします。

(5) びまん性胸膜肥厚

びまん性胸膜肥厚については、肥厚の厚さや広がりがある一定の基準に該当し、肺機能障害の程度が重いものであって、石綿ばく露作業の従事期間が3年以上ある場合に、業務上の疾病として取り扱われます。



石綿による疾病の認定事例

認定基準の要件を満たさない場合であっても、以下のように総合的に判断して業務上と認定している場合もありますので、都道府県労働局又は労働基準監督署にお早めにご相談下さい。

事例1

石綿ばく露作業歴1年未満の中皮腫事案

＜事案概要＞

被災労働者は、昭和32年12月から33年10月までの10か月間、造船所内で船の修理及び配管作業に従事し、その後、石綿ばく露作業に従事していなかったが、平成17年に、中皮腫と診断された。

＜本件に係る業務上外の判断＞

- ① 本件疾病は、病理組織検査の結果、「肉腫型中皮腫」と診断された。
- ② 石綿ばく露作業従事期間は1年未満であるものの、当該事業場における昭和30年代の船の修理等の作業は、高濃度の石綿粉じん環境下での作業であったと認められ、直接石綿を取り扱う作業に従事したことにより、高濃度の石綿ばく露を受けていたと認められることから、本件の中皮腫を業務上の疾病と認定。

事例2

石綿小体の数が認定基準の値を下回る肺がん事案

<事案概要>

被災労働者は、昭和37年から50年にかけて約13年間、自動車の石綿含有ブレーキライニング等の製造作業に従事した。その後、肺がんを発症し、平成12年に死亡した。

医学的資料等において、胸膜プラーク及び石綿肺は認められなかったものの、3,500本/g(乾燥肺重量)の石綿小体が認められた。

<本件に係る業務上外の判断>

石綿小体の計測結果は、認定基準の一定量(5,000本/g(乾燥肺重量))を下回るものの、

- ①ブレーキライニングの製造工程に常時従事し、切断作業等により、高濃度の石綿ばく露を受けていたと認められること
- ②石綿小体数の計測に使用した肺組織の採取部位が、石綿小体及び石綿繊維が一般に少ないと言われる腫瘍側近部であり、その肺組織において、3,500本/g(乾燥肺重量)認められていること

以上から、肺がんの発症リスクを2倍以上に高める量の石綿ばく露があったと認め、本件の肺がんを業務上の疾病と認定。

事例3

医学的資料が全くない特別遺族給付金の肺がん事案

<事案概要>

被災労働者は、昭和23年7月から昭和45年3月にかけて約22年間、造船所において、船内エンジンルームにおける艀装作業に従事し、石綿にばく露した。その後、肺がんを発症し、昭和57年に死亡した。

病院における診療録等は保存期限が過ぎて廃棄処分されていることから、医学的資料が全くなく、病歴等の確認ができなかった。

<本件に係る業務上外の判断>

特別遺族給付金の事案であり、医学的資料は全く残存していないものの

- ①被災労働者は造船所において約25年間、艀装職として船内作業に従事し、高濃度の石綿ばく露を受けていたと認められること
- ②当該事業場において、同一時期に同一作業に従事した労働者が石綿による肺がんによって多数労災認定されている事実があること

以上から、石綿ばく露作業の内容及び従事期間等を総合的に判断して、当該労働者についても高濃度の石綿ばく露が推認されることから、本件の肺がんを業務上の疾病と認定。

「石綿による疾病の認定基準」に関する詳細は、都道府県労働局又は最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。